

# こども家庭局西部療育センター診療所業務にかかる

## 会計年度任用職員(心理判定員)の募集要項

### 1. 募集人数

1名

### 2. 業務内容

西部療育センター診療所において、障害を持つお子さんの心理検査(主に新版 K 式発達検査 2020、WISC-V 知能検査、KIDS 乳幼児スケール)および、保護者や関係者への検査結果説明・助言などを行う。

### 3. 応募資格

- ・公認心理士または臨床心理士の資格を持つ者
  - ・検査実施経験があれば尚可
  - ・地方公務員法第 16 条の規定により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
    - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
    - ② 神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
    - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※年齢、学歴は問いません。
- ※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

### 4. 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※雇用事由が消滅した場合、任用期間が変更となる可能性があります。

※勤務実績が良好な場合など、面接による選考を実施の上、再度任用されることがあります。

### 5. 勤務条件等

#### (1) 勤務時間・日数

8:45~17:30(休憩 60 分) 週 2 日(出務曜日については応相談)

(2)基本給

月額 127,814円

(3)諸手当等

期末手当・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当(実費支給、上限あり)等

(4)休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(5)休暇

年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇等)

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6)勤務地

神戸市こども家庭局西部療育センター

(7)福利厚生

公務災害補償等

(8)試用期間

1ヵ月(再度任用する場合も同様)

(9)服務

・地方公務員法に規定する服務および懲戒に関する規定の対象となります。

・営利企業への従事(兼業)を行うことができます。

ただし、以下の場合は認められませんのでご注意ください。

- ① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合  
(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合等)
- ② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ③ 兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10)その他

基本給および諸手当の額は、給与改定を受けて変更されることがあります。

## 6. 選考方法

書類選考(履歴書)を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し、合格者を決定します。

## 7. 申込方法

①提出書類

履歴書(様式は問いません)

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡がとれる連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「8. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

## 8. 問い合わせ・書類提出先

神戸市西部療育センター診療所

〒655-0016

神戸市垂水区高丸8丁目11-14

電話(078)708-0572 FAX(078)708-0576

平日 9:00~17:00 まで受付(12:00~13:00 を除く)

## 9. その他

- ・応募資格がないこと、または提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんのでご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、神戸市個人情報保護条例に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で使用することはありません。